

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等  
に対するサービス継続支援事業

Q & A (第3版)

※第3版では問55~問63を新たに追加

厚生労働省障害保健福祉部

1 . 対象事業所 . . . . .	1 ~ 18
2 . 対象経費 . . . . .	19 ~ 41
3 . 自費検査 . . . . .	42 ~ 51
4 . コーディネート事業 . . . . .	52 ~ 54
5 . 感染防止対策支援事業 . . . . .	55 ~ 63

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A (障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業)

No	質問	回答
55	<p>新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業のうち、要件を満たすのであれば、「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」を両方補助を受けることは可能か。</p>	<p>可能です。ただし、一方の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご注意ください。</p>
56	<p>障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
57	<p>令和3年10月から12月までの間に指定等を受けている施設・事業所が補助対象となるとのことだが令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所について、令和3年10月以降当該指定を受ける前に購入した衛生用品等の費用も補助対象となるか。</p>	<p>令和3年10月から12月までの間に新規の指定を受けた施設・事業所については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。</p>
58	<p>実施要綱別添3の「④障害福祉サービス施設・事業所等」の「対象経費」における「令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用」について、</p> <p>①令和3年10月1日から12月31日までの間に購入したものが対象か。</p> <p>②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「感染症対策に要する備品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。</p> <p>③については、パーテーション及びパルスオキシメーターです。</p>
59	<p>費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。</p>	<p>本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。</p>
60	<p>申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。</p>	<p>支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し（保存期限等は各都道府県のルールに則ってください）、都道府県等から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。</p>

No	質 問	回 答
61	<p>本事業（障害福祉サービス施設・事業所等に対するかかり増し経費支援若しくはかかり増し経費支援に要する都道府県事務費又はその両方）を障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業）の枠組みではなく、都道府県の単独事業として実施する場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナ対応のための取組である限り、自治体が自由に活用できる交付金となっており、交付対象となりえます。          なお、本件については、内閣府地方創生推進室と協議済みです。</p>
62	<p>障害福祉サービス施設・事業所等に対する助成金の支出事務について、都道府県から国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるか。</p>	<p>認められます。          なお、本件については、総務省自治行政局行政課と協議済みです。</p>
63	<p>医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいか。</p>	<p>原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共用しているか否かで判断する。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険法に基づく指定通所介護事業所がある場合で、設備及び備品等を共用していれば、いずれか一方のみへの申請となる。          （※各サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準を参照）</p>